

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年8月2日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
沼田総合管理所長 森合 正人

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本工事は、奈良俣ダム施設に設置された表面取水設備の障害を未然に防止し、設備の正常な機能維持を図るための整備を3事業年度に亘り実施する工事である。施工にあたっては、ダムの管理運用に重要な本設備の安定性・確実性を確保するため、ゲート構造設計を十分熟知のうえ、奈良俣ダム施設に対して確実に維持できるよう実施しなければならない。

当該設備は納入者が独自に保有している技術を基に、設計、製作、据付、調整したもので、本工事は、納入者又は納入者と同等とみなせるもの（以下「特定者」という。）のみが保有する技術が必要である。

よって、本工事は、特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、本工事は希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、「参加者の有無を確認する公募手続きに係る公示（以下「本公示」という。）」3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との契約手続きに移行する。

また、本公示3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者による契約手続き（価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、簡易な施工計画等を求め、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型）」）に移行する。

### 2. 工事概要

#### (1) 工事名

奈良俣ダム表面取水設備整備工事

#### (2) 工事場所

群馬県利根郡みなかみ町藤原字洗ノ沢地内 奈良俣ダム

#### (3) 工事目的

本工事は、奈良俣ダムに設置している表面取水設備の整備を行うもので、当該設備の機能・性能及び信頼性を維持するための工事である。

(4) 工事内容

設備名	設備詳細	装置区分	施工内容	数量	備考
表面取水設備	表面取水ゲート (上段扉)	扉体	サイドロローラ取替	16組	リフティングビーム、呑口蓋、整流板含む
			扉体塗替塗装	11m <sup>2</sup>	
		開閉装置	電動機取替	1台	
			切替装置	1台	
			軸継手取替	3個	
			軸受取替	2個	
			制動機取替	1台	
	制限開閉器整備	1式			
	表面取水ゲート (中段扉)	扉体	サイドロローラ取替	4組	
			扉体塗替塗装	10m <sup>2</sup>	
	表面取水ゲート (下段扉)	扉体	サイドロローラ取替	8組	リフティングビーム含む
			扉体塗替塗装	11m <sup>2</sup>	
		開閉装置	電動機取替	1台	
			切替装置	1台	
			軸継手取替	3個	
			軸受取替	2個	
	制動機取替	1台			
制限開閉器整備	1式				
底部取水ゲート	扉体	サイドロローラ取替	4組		
		下部ガイドシープ取替	2組	扉体付	
制水ゲート	扉体	サイドロローラ取替	4組		

(5) 工期 契約締結の翌日から令和8年1月30日まで

3. 応募要件

参加意思確認書及び資料（以下「参加意思確認書等」という。）を提出できる者は、次に掲げる要件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本公示の日から過去2年以内において次の(A)から(B)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
  - (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
  - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
  - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
  - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
  - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実

- (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
  - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
  - ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ）に基づく更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号、以下同じ）に基づく再生手続き開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - ⑤ 参加意思確認書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち機械設備工事の認定を受けており、かつ建設業法における「鋼構造物工事業」の許可を有していること。
- ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加意思確認書等を提出することができるが、競争に参加するには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、参加資格の確認を受けていなければならない。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 経常建設共同企業体及び事業協同組合等として参加意思確認書等を提出した場合、その構成員は、単体として参加意思確認書等を提出することはできない。
- (5) 「参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の説明書」（以下「公示説明書」という。）に記載する条件を満たす同種工事の施工実績を有すること。
- (6) 公示説明書に記載する条件を満たす配置予定管理技術者を本工事に配置できること。
- (7) 参加意思確認書等の提出期限の日から開札時までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (8) 公示説明書に記載する技術的適正（体制及び能力）有していること。
- (9) 機構が発注した工事のうち令和3年1月1日から令和4年12月31日までの2年間に元請として完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、機械設備工事に係る工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。

- (10) 参加意思確認書等を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。  
(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4. 手続等

##### (1) 契約担当窓口

〒378-0051 群馬県沼田市上原町1682  
独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所 総務課 廣瀬  
電話： 0278-24-5711 FAX： 0278-22-7565  
電子メールアドレス： nyukei\_numata@water.go.jp  
本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。メールでの質問等は電話でメール送信の旨を連絡すること。

##### (2) 公示説明書の交付期間、交付場所

- ① 交付期間： 令和5年8月2日（水）から令和5年8月22日（火）まで。  
② 交付場所： 別途指定するホームページからのダウンロードによる。  
※ホームページのアドレス等については、4.（1）まで問い合わせされたい。

##### (3) 参加意思確認書等の提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間： 令和5年8月2日（水）から令和5年8月22日（火）  
土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く9時から17時まで。  
② 提出場所： 4.（1）契約担当窓口と同じ  
③ 提出方法： 郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法に限る。）  
により提出することとし、持参は認めない。

#### 5. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html> による。

#### 6. 機構の事由による中止又は延期

本工事は機構の事由により中止又は延期することがある。

7. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、4.(1) 契約担当窓口と同じ。
- (3) 詳細は公示説明書による。